

労働者派遣法改正法に係る省令案の内容について

※【PO】は参考1の対応ページ

第一 労働者派遣事業の許可等

一 許可の申請等の添付書類

労働者派遣事業の許可の申請を受けようとする者等が申請書に添付すべき書類に、次に掲げるものを追加すること。

- (一) 第六の一の派遣元責任者講習を修了したことを証する書類
- (二) 派遣労働者のキャリアの形成の支援に関する規程
- (三) 派遣労働者の解雇に関する規程
- (四) 派遣労働者に対する休業手当に関する規程

二 労働者派遣事業の許可の基準

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「法」という。）第七条第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとすること。

- (一) 派遣労働者のキャリアの形成を支援する制度（厚生労働大臣が定める基準を満たすものに限る。）を有すること。【P43】
- (二) (一)のほか、派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うための体制が整備されていること。【P43】

三 変更の届出

法第五条第二項第四号に掲げる事項以外の変更の届出のうち、届出書に登記事項証明書を添付すべき場合については、届出書の提出期限は、当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して十日以内から三十日以内に変更すること。【P56】

四 特定労働者派遣事業の廃止

特定労働者派遣事業に関する規定を削除すること。

第二 労働者派遣事業

一 事業報告書

- 1 事業報告書の提出期限を、全て毎年六月三十日とすること。
- 2 事業報告書に記載する事項として、雇用安定措置の実施状況、キャリアアップ措置の実施内容等を追加すること。【P45】

二 労働者派遣契約

- 1 法第二十六条第一項第二号の厚生労働省令で定める区分は、名称のいかんを問わず、業務の関連性及び労務管理の状況に基づいて派遣先が設定した労働者の配置の区分であって、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分・労務管理に関して直接の権限を有するものと

- すること。【P2】
- 2 法第二十六条第一項第十号の厚生労働省令で定める事項として、次に掲げるものを追加すること。
 - (一) 労働者派遣の役務の提供の終了後、当該労働者派遣に係る派遣労働者を派遣先が雇用する場合に派遣元事業主にあらかじめその旨を通知すること、手数料を支払うことその他の派遣元事業主と派遣先との間で紛争が生じないようにするために講ずべき措置【P47】
 - (二) 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は六十歳以上の者に限定するか否かの別
 - 3 法第二十六条第二項第三号の厚生労働省令で定める措置に、次に掲げるものを追加すること。
 - (一) 法第四十条第二項に規定する教育訓練の実施に係る配慮
 - (二) 法第四十条第三項に規定する福利厚生施設の利用の機会の付与に係る配慮
 - (三) 法第四十条第五項に規定する賃金水準に関する情報の提供その他の措置の実施に係る配慮
 - (四) 法第四十条の四に規定する派遣労働者の雇用に関する事項に関する措置
 - (五) 法第四十条の五に規定する労働者の募集に係る事項の周知

第三 雇用安定措置

一 特定有期雇用派遣労働者等

- 1 法第三十条第一項の派遣先の事業所その他派遣就業の場所（以下「事業所等」という。）における同一の組織単位の業務について継続して一年以上の期間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがあるものとして厚生労働省令で定めるものは、派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して一年以上の期間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがある者であって、当該労働者派遣の役務の提供の終了後も継続して就業することを希望しているもの（法第四十条の二第一項各号に掲げる労働者派遣に係る派遣労働者を除く。）とすること。【P9】
- 2 1の派遣労働者の希望は、派遣元事業主が当該派遣労働者の役務の提供が終了する日の前日までに派遣労働者に対して聴取するものとする。【P9】
- 3 法第三十条第一項のその他雇用の安定を図る必要性が高いと認

められる者として厚生労働省令で定めるものは、当該派遣元事業主に雇用された期間が通算して一年以上である有期雇用派遣労働者（１に該当する者を除く。）とすること。【P9】

- 4 法第三十条第一項の派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者であって雇用の安定を図る必要性が高いと認められるものとして厚生労働省令で定めるものは、当該派遣元事業主に雇用された期間が通算して一年以上である派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者とすること。【P9】

二 雇用安定措置の実施

- 1 派遣元事業主は、法第三十条第一項の措置を講ずるに当たっては、そのいずれかの措置を講ずるよう努めなければならないものとする。【P9】
- 2 派遣元事業主は、法第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の措置を講ずるに当たっては、そのいずれかの措置を講じなければならないものとする。ただし、同項第一号の措置が講じられた場合であって、当該措置の対象となった特定有期雇用派遣労働者が当該派遣先に雇用されなかった場合には、同項第二号から第四号までのいずれかの措置を講じなければならないものとする。【P9】

三 雇用安定措置の内容

- 1 法第三十条第一項第二号の厚生労働省令で定める事項は、特定有期雇用派遣労働者等（法第三十条第一項に規定する特定有期雇用派遣労働者等をいう。以下同じ。）の居住地、従前の職務における待遇その他派遣労働者の配置に関して通常考慮すべき事項とすること。【P10】
- 2 法第三十条第一項第四号の厚生労働省令で定める教育訓練は、新たな就業の機会を提供するまでの間に行われる教育訓練であって、当該教育訓練を受ける期間、当該特定有期雇用派遣労働者等に対し賃金が支払われて行われるものとする。【P10】
- 3 法第三十条第一項第四号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとすること。【P10】
 - (一) 2の教育訓練
 - (二) 派遣元事業主が職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして職業紹介を行うことができる場合にあっては、特定有期雇用派遣労働者等を紹介予定派遣の対象とし、又は紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れること。
 - (三) その他特定有期雇用派遣労働者等の雇用の継続が図られ

ると認められる措置

第四 労働・社会保険の適用促進

一 待遇に関する事項等の説明

法第三十一条の二第一項の厚生労働省令で定める事項に、健康保険法に規定する被保険者の資格の取得の見込み等に関する事項を追加すること。【P38】

二 派遣先及び派遣労働者への通知等

- 1 派遣元事業主は、第二十七条の二第一項各号に掲げる書類（以下「資格取得届」という。）が提出されている派遣労働者に係る労働者派遣をする場合には、派遣先に対し、当該書類が提出されている事実を当該事実を証する書類の提示等により示さなければならず、労働者派遣を開始した後に資格取得届が提出されることとなった場合も同様とすること。【P38】
- 2 派遣元事業主は、資格取得届が提出されていない場合には、その具体的な理由を派遣労働者に対して明示しなければならないものとする。

第五 日雇労働者についての労働者派遣の禁止の例外となる日雇労働者等の収入額

日雇労働者についての労働者派遣の禁止の例外となる日雇労働者の生業の収入の額又は世帯の収入の額は、●●万円とすること。

【P50】

第六 その他の派遣元事業主が講ずべき措置

一 派遣元責任者の基準

法第三十六条の厚生労働省令で定める基準は、過去三年以内に、派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるものを修了していることとすること。【P52】

二 派遣元管理台帳に記載すべき事項

- 1 法第三十七条第一項第九号の厚生労働省令で定める教育訓練は、法第三十条の二第一項の規定による教育訓練とすること。【P45】
- 2 法第三十七条第一項第十二号の厚生労働省令で定める事項に、法第三十条の二第二項の規定による援助を行った日時及び当該援助の内容を追加すること。【P45】

第七 均衡待遇の推進

- 一 派遣先の教育訓練の実施の配慮の例外
法第四十条第二項の厚生労働省令で定める場合は、当該教育訓練と同様の訓練を派遣元事業主において既に実施された場合又は実施することが可能である場合とすること。【P34】
- 二 業務の円滑な遂行に資する福利厚生施設
法第四十条第三項の厚生労働省令で定める福利厚生施設は、次のとおりとすること。【P35】
 - (一) 給食施設
 - (二) 休憩室
 - (三) 更衣室
- 三 派遣労働者の賃金の適切な決定のため派遣先が講ずるように配慮すべき措置
法第四十条第五項の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとすること。
 - (一) 派遣先がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する当該派遣先に雇用される労働者の賃金水準に関する情報の提供【P31】
 - (二) 派遣先がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準に関する情報の提供
 - (三) 派遣先がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する労働者の募集に係る事項（賃金に係る情報に関する部分に限る。）の提供【P31】
 - (四) その他法第三十条の三第一項の規定により派遣労働者の賃金が適切に決定されるようにするために必要な措置【P31】

第八 労働者派遣の役務の提供を受ける期間

- 一 労働者派遣の役務の提供を受ける期間の対象外
法第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者は、六十歳以上の者とすること。【P27】
- 二 過半数労働組合等からの意見聴取手続
 - 1 法第四十条の二第四項の規定により過半数労働組合又は過半数代表（以下「過半数労働組合等」という。）の意見を聴くに当たっては、当該過半数労働組合等に次に掲げる事項を書面により通知するものとする。【P15】
 - (一) 派遣可能期間を延長しようとする事業所等
 - (二) 延長しようとする期間
 - 2 過半数代表者は、次のいずれにも該当する者とする。ただ

し、(一)に該当する者がいない事業所等にあつては、過半数代表者は(二)に該当する者とする。【P18】

(一) 労働基準法第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。

(二) 法第四十条の二第四項の規定により意見を聴取される者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の民主的な方法による手続により選出された者であること

3 派遣先は、法第四十条の二第四項の規定により意見を聴いた場合には、次に掲げる事項を書面に記載し、当該事業所等ごとの業務について延長前の派遣可能期間が経過した日から三年間保存しなければならないものとする。【P22】

(一) 意見を聴いた過半数労働組合の名称又は過半数代表者の氏名

(二) 過半数労働組合等に通知した日及び通知した事項

(三) 過半数労働組合等から意見を聴いた日及び当該意見の内容

(四) 意見を聴いて延長する期間を変更したときは、その変更した期間

4 派遣先は、3に掲げる事項を、次のいずれかの方法によって当該事業所等の労働者に周知しなければならないものとする。

【P22】

(一) 常時当該事業所等の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

(二) 書面を労働者に交付すること。

(三) 電子計算機に備えられたファイル等に記録し、かつ、事業所等に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

三 過半数労働組合等への説明その他の派遣可能期間の延長に当たっての事項

1 法第四十条の二第五項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。【P20】

(一) 派遣可能期間の延長の理由及びその期間

(二) 法第四十条の二第四項の規定により聴いた過半数労働組合等の意見への対応に関する方針

2 派遣先は、法第四十条の二第五項の規定により過半数労働組合等に対して説明を行った場合には、当該説明内容を行った日及び説明した内容を書面に記載し、当該事業所等ごとの業務について延長前の派遣可能期間が経過した日から三年間保存しなければならない

らないものとする。【P23】

- 3 派遣先は、2の事項を、2の4の方法によって当該事業所等の労働者に周知しなければならないものとする。

【P23】

四 不利益取扱いの禁止

派遣先は、労働者が過半数代表者として正当な行為をしたこと等を理由として当該労働者に対して不利益な取扱いをしないようにしなければならないものとする。【P26】

五 派遣可能期間の延長の際の通知

法第四十条の二第七項の規定による通知は、同項の規定により通知すべき事項に係る書面の交付等により行わなければならないものとする。【P15】

第九 特定有期雇用派遣労働者の雇用等

一 特定有期雇用派遣労働者の雇用の対象

法第四十条の四の厚生労働省令で定める者は、法第三十条第一項第一号の措置が講じられた特定有期雇用派遣労働者とする。

【P13】

二 派遣先に雇用される労働者の募集に係る事項の周知の対象

法第四十条の五第二項の厚生労働省令で定める者は、法第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号の措置が講じられた特定有期雇用派遣労働者とする。【P12】

第十 派遣先管理台帳

一 法第四十二条第一項第九号の厚生労働省令で定める教育訓練は、次のとおりとする。【P45】

(一) 業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の習得に係る教育訓練であって計画的に行われるもの

(二) 業務の遂行の過程外において行われる教育訓練

二 法第四十二条第一項第十号の厚生労働省令で定める事項に、派遣労働者が派遣就業する組織単位を追加すること。

第十一 職業安定法施行規則の一部改正

一 労働者派遣事業の許可を受けた者が有料職業紹介事業等の許可の申請等をするとき又は労働者派遣事業の許可の申請をする者が有料職業紹介事業等の許可の申請等も同時にするとき等は、定款、寄付行為、登記事項証明書等の書類を添付することを要しないものとする。

ること。【P46】

- 二 職業安定法第三十二条の七第一項の規定による届出等をしようする者は、当該届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあっては三十日以内に、変更届出書を厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。【P56】

第十二 労働契約申込みみなし制度

- 一 法第三十四条第三項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされることとなる旨の明示は、第二十六条第一項及び第二項の規定による方法と同様の方法により行うものとする。
- 二 改正法第二条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の法（以下「平成二十四年改正後法」という。）第四十条の六第一項第三号の厚生労働省令で定める意見の聴取の手続は、次のとおりとすること。【P25】
 - (一) 第八の二の1の通知
 - (二) 第八の二の3の書面の記載及びその保存
 - (三) 第八の二の4の周知
- 三 平成二十四年改正後法第四十条の八第一項の規定による助言等に係る厚生労働大臣の権限を、労働者派遣事業を行う者の主たる事業所及び当該事業を行う事務所の所在地等を管轄する都道府県労働局長に委任するものとする。

第十三 その他

一 施行期日

この省令は、平成二十七年九月三十日から施行するものとする。ただし、第十二については、同年十月一日から施行するものとする。

二 その他

その他必要な経過措置を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこと。